

福祉系高等学校等に関する情報

① 名称、住所及び連絡先	名称 愛知県立宝陵高等学校（福祉科） 住所 愛知県豊川市大木町鍵水4 4 5 電話 0533-93-2041 FAX 0533-93-2826																																							
② 校長の氏名	鳥居 伸仁																																							
③ 開設年月日	平成21年4月1日																																							
④ 学則等																																								
ア 設置目的	この学科を卒業した者は、介護福祉士国家試験の受験資格を取得できることを目的とする																																							
イ 名称	愛知県立宝陵高等学校福祉科																																							
ウ 位置	愛知県豊川市大木町鍵水4 4 5																																							
エ 修業年限	3年																																							
オ 生徒定員、学級数	1学年 1学級（定員40人）																																							
カ 養成課程、履修方法	<table><tr><td>領域</td><td>科目 *科目は全て必修</td><td>単位数</td></tr><tr><td rowspan="4">人間と社会</td><td>社会福祉基礎</td><td>4</td></tr><tr><td>人間と社会に関する選択科目</td><td>4</td></tr><tr><td>家庭総合</td><td></td></tr><tr><td>小計</td><td>8</td></tr><tr><td rowspan="8">介護</td><td>介護福祉基礎</td><td>5</td></tr><tr><td>コミュニケーション技術</td><td>2</td></tr><tr><td>生活支援技術</td><td>10</td></tr><tr><td>介護過程</td><td>4</td></tr><tr><td>介護総合演習</td><td>3</td></tr><tr><td>介護実習（介護実習Ⅰ）</td><td>8</td></tr><tr><td>介護実習（介護実習Ⅱ）</td><td>5</td></tr><tr><td>小計</td><td>37</td></tr><tr><td rowspan="2">こころとからだのしくみ</td><td>こころとからだの理解</td><td>8</td></tr><tr><td>小計</td><td>8</td></tr><tr><td></td><td>合計</td><td>53</td></tr></table>			領域	科目 *科目は全て必修	単位数	人間と社会	社会福祉基礎	4	人間と社会に関する選択科目	4	家庭総合		小計	8	介護	介護福祉基礎	5	コミュニケーション技術	2	生活支援技術	10	介護過程	4	介護総合演習	3	介護実習（介護実習Ⅰ）	8	介護実習（介護実習Ⅱ）	5	小計	37	こころとからだのしくみ	こころとからだの理解	8	小計	8		合計	53
領域	科目 *科目は全て必修	単位数																																						
人間と社会	社会福祉基礎	4																																						
	人間と社会に関する選択科目	4																																						
	家庭総合																																							
	小計	8																																						
介護	介護福祉基礎	5																																						
	コミュニケーション技術	2																																						
	生活支援技術	10																																						
	介護過程	4																																						
	介護総合演習	3																																						
	介護実習（介護実習Ⅰ）	8																																						
	介護実習（介護実習Ⅱ）	5																																						
	小計	37																																						
こころとからだのしくみ	こころとからだの理解	8																																						
	小計	8																																						
	合計	53																																						
キ 学年、学期、休日	○学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 ○学年を原則として次の3学期に分ける。 第1学期 4月1日から8月31日まで 第2学期 9月1日から12月31日まで 第3学期 1月1日から3月31日 ○休日 次の日は、授業を行わない日とする。 ただし、事情によって変更することがある。 国民の祝日に関する法律による休日、日曜日及び土曜日 夏季休業日 7月20日～8月31日 冬季休業日 12月24日～翌年1月6日 春季休業日 3月20日～4月5日 その他 県教育委員会の指示した日及び許可した日																																							

ク 入学時期	入学式は原則として4月6日とする。
ケ 入学資格	学校教育法第57条（※1）の規定により高等学校に入学できる者
コ 入学者の選考	愛知県公立高等学校（全日制課程）入学者選抜実施要項による
サ 入学手続	愛知県立高等学校学則第6条（※2）による
シ 休学、退学、復学、編入学	○休学 1 生徒は、病気その他やむを得ない理由により引き続き三ヶ月以上欠席しようとするときは、保護者連署の上、その理由を証する書面を添えて、校長に休学を願い出なければならない。 2 校長は前項の願い出がやむを得ないと認めるときは、一年以内の期間を限り、休学を許可することができる。ただし、長期の療養を必要とする疾患による場合は、この期間を二年まで延長することができる。 ○退学及び転学 生徒は、退学し、又は転学しようとするときは、その理由を附して保護者連署のうえ、校長に願い出なければならない。 ○復学 休学期間の中で復学を願い出する場合のほか、休学期間が満了して復学する場合についても復学願を提出しなければならない。 ○編入学 欠員があり、介護福祉士養成課程を修了できる見込みがある場合に限り第2学年または第3学年の学年始めに編入を認めることがある。
ス 学習の評価（成績考査）課程の修了の認定（卒業）	○履修の認定 次のア、イの条件をともに満たした者について各教科・科目の履修を認定する。 ア 1単位につき出席時数が24単位時間以上であること。 イ 単位の修得を目指して授業に参加したと認められること。 ○修得の認定 次のア、イの条件をともに満たした者について各教科・科目の単位の修得を認定する。 ア 当該教科・科目の履修が認定されていること。 イ 履修の成果が、その目標からみて満足できること。 ○定期考査（成績考査） 1、2学期にそれぞれ「中間」と「期末」、3学期に「学年末」の計5回の定期考査を実施する。 ○再考査 1、2学期に欠点を持つ者に対しては、補充及び再考査を実施する。 ○追認考査 学年末に欠点を持つ者に対しては、補充及び追認考査を実施する。 ○卒業の認定 第3学年の課程の修了が認定された者について、高等学校の全課程の修了を認定する。 ○その他 「介護実習」においては、欠席時数が法定時数の五分之一を越えた者には、修得を認定しない。
セ 入学検定料、入学料、授業料、実習費等	○入学検定料（2,200円）（※3） ○入学料（5,650円）（※4） 入学を許可された者は、指定された日に納入する。 ○授業料（118,800円） ただし、家計の状況により授業料と同額の就学支援金が支給されます。 ○福祉科介護実習費（3年間で22,000円程度）

ソ 教職員の組織	校長(1人) 教頭(1人) 教諭等(34人) 事務長(1人) 主事(2人) 等 この内福祉科専任教員5人
タ 賞罰	○学校は、他の模範となる生徒を表彰する。 1 皆勤賞 2 その他の賞 ○教育上必要と認めた場合次の方法で生徒を懲戒する。 1 訓戒 2 謹慎 3 停学 4 退学

学則等関係条文（関連分のみ抜粋）

※1 学校教育法

（入学資格）

第五十七条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

※2 愛知県立高等学校学則

（入学手続）

第六条 高等学校に入学しようとする者は、入学願書を校長に提出しなければならない。

2 前項の規定により入学願書を提出するときは、愛知県手数料条例（平成十二年愛知県条例第二十号）の定めるところにより、入学検定料を納付しなければならない。ただし、入学検定を受検しない場合は、この限りではない。

3 入学の許可を受けた者は、愛知県立学校条例（昭和三十九年愛知県条例第二十五号）の定めるところにより、入学料を納付しなければならない。

※3 愛知県手数料条例

（手数料の納入義務者）

第二条 手数料は、特定の者のためにする事務について、その利益を受けた者から徴収する。

（手数料の種類及び額）

第三条 手数料の種類及び額は、別表第一から別表第十一までのとおりとする。別表第九（第三条関係）

教育委員会関係

事務の名称 （公の施設等の名称）	手数料の名称	区分	単位	手数料の額 （単位円）
高等学校入学検定事務 （愛知県立高等学校）	高等学校入学検定手数料	全日制課程	一人につき	2, 200

※4 愛知県立学校条例

（入学科、受講料及び聴講料）

第六条 高等学校への入学の許可を受けた者からは、入学料を徴収する。

2 前項に規定する者で専攻科の生徒であるものからは、授業料を徴収する。

3 第一項に規定する者で学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程又は通信制の課程の聴講生であるものからは、聴講料を徴収する。

4 入学科、授業料および聴講料の額は、別表第二に定める額とする。

5 入学科、授業料および聴講料は、次に定めるところにより納付しなければならない。

一 入学科及び聴講料については、知事が定める日までに納付すること。

二 授業料については、別表第二に定める額の十二分の一に相当する額を毎月20日までに納付すること。ただし、4月分、7月分及び月の20日後に入学する場合のその月分に係る授業料についてはそれぞれの月の翌月の20日までに、卒業する月分に係る授業料については前月の20日までに納付すること。

6 納付された入学料、授業料及び聴講料は、還付しない。

7 知事は、貧困、災害その他特別の理由がある者に対しては入学料、授業料、受講料及び聴講料について、休学し、又は学年の中途において入学し、若しくは退学した者に対しては授業料について、その全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を延期することができる。

8 入学料、授業料又は聴講料を納付期限までに納付しなかった者からは、納付すべき金額（千円未満の端数金額及び千円未満の金額は、切り捨てる。）に、当該期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞金に百円未満の端数があるとき、又は延滞金が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

9 第七項の規定は、前項の延滞金について準用する。

別表第二（第六条関係）

課程等の区分	入学料の額（単位円）	授業料又は聴講料の額（単位円）
全日制課程	5, 6 5 0	1 1 8, 8 0 0（年額）

⑤ 施設設備の概要

	教室等の名称	面積	備考	教室等の名称	面積	備考
建物	普通教室 A	65.7㎡		調理室	166.6㎡	学内共有
	普通教室 B	65.7㎡		被服室	118.3㎡	学内共有
土地面積	普通教室 C	65.7㎡		看護講義室	129.6㎡	学内共有
	介護実習室	136.0㎡	学内共有	看護準備室	17.228㎡	学内共有
(45.152 ㎡)	介護実習室(和室)	9.0㎡	学内共有	図書室	194.4㎡	学内共有
	入浴実習室	136.1㎡	学内共有	男子更衣室	6.0㎡	
建物延面積	リハビリテーション室	143.5㎡		女子更衣室	24.9㎡	
	福祉準備室 (講師控え室)	38.2㎡		事務室	44.5㎡	学内共有
教育用機械器 及び模型	実習用モデル人形		8 体	視聴覚機器		9 器
	人体骨格模型		1 体	障害者用調理器具食器類		1 台
	成人用ベッド		1 2 床	和式布団一式		1 式
	移動用リフト		1 台	吸引装置		3 式
	スライディングボード・マット		8 個	経管栄養用具一式		1 1 式
	車いす		1 7 台	処置台又はワゴン		1 2 台
	簡易浴槽		2 槽	吸引訓練モデル		4 体
	ストレッチャー		2 台	経管栄養訓練モデル		1 1 体
	排せつ用具		3 8 個	心肺蘇生訓練用器材一式		3 体
	歩行補助つえ		2 6 本	人体解剖部模型		1 2 個
	盲人安全つえ		4 本			
図書の蔵書数	図書室（閲覧室有り） 専門図書 385冊 学術雑誌 2種類					